

かながわりサイクル製品募集要項



神 奈 川 県

令和7年4月

目 次

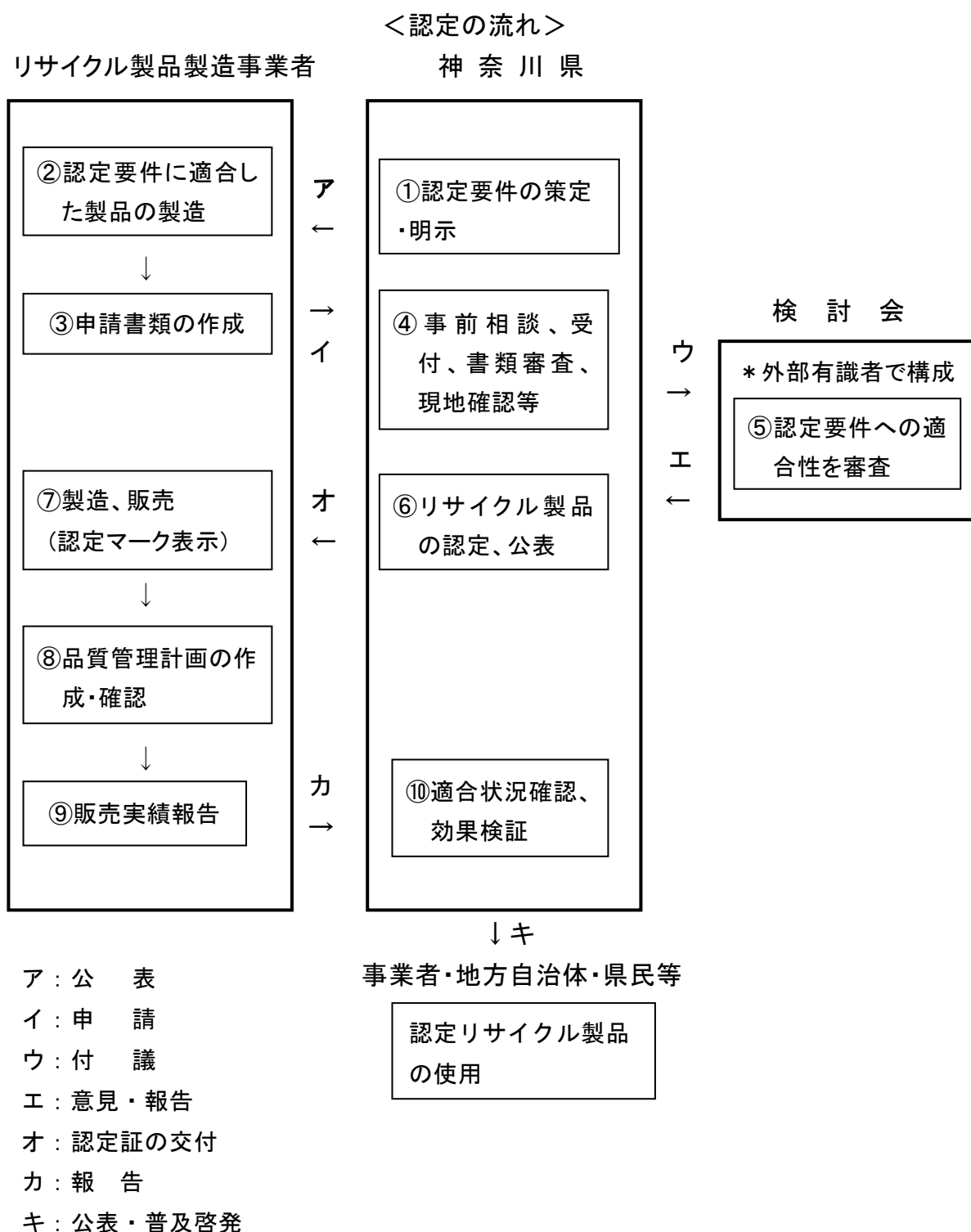
1	制度の目的	P 1
2	認定要件	P 2
3	認定基準	P 2
4	認定製品	P 2
5	認定の手続き	P 2
6	認定事業者の責務	P 3
7	申請手続き	P 3
8	認定基準の詳細	P 7

1 制度の目的

神奈川県では、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、品質、安全性等について一定の要件を満たすリサイクル製品※の認定を県が行う本制度を創設し、リサイクル製品の利用促進を図っています。

認定制度に係る一連の流れは、次の図のとおりです。

※本制度における「リサイクル製品」とは、循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造される製品を言います。



2 認定要件

- (1) リサイクル製品が別表第1に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。→3 認定基準へ
- (2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへで定める欠格要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 申請者がリサイクル製品を安定的に供給できる経理的基礎を有すること。

3 認定基準

認定対象製品には、認定基準として次の6項目の基準が定められており、それぞれの基準を満たす必要があります。

- (1) 販売実績 (2) 循環資源の県内発生割合・製造場所
- (3) 製造過程等 (4) 安全性 (5) 品質 (6) 循環資源の利用割合
- (※ 認定基準の詳細は、7、8ページを参照してください。)

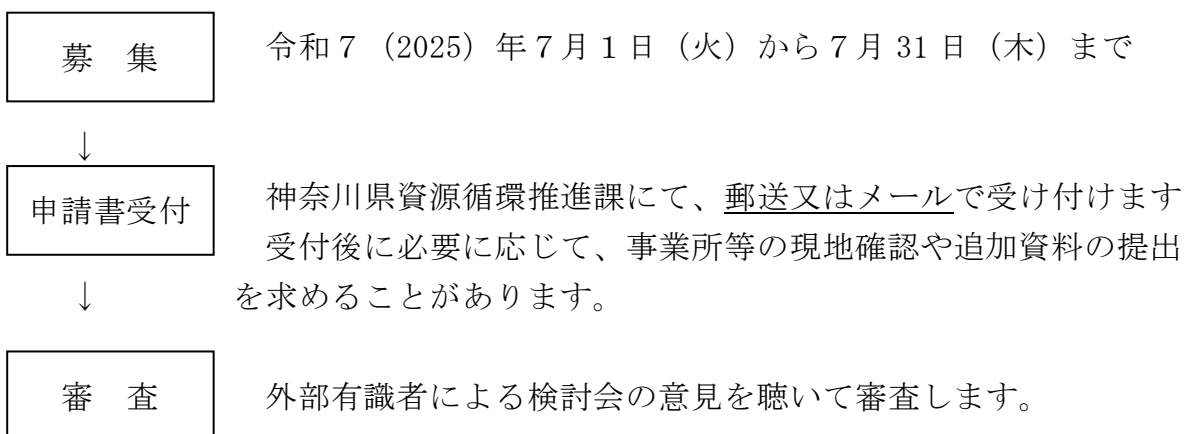
4 認定製品

2の認定要件を満たしたリサイクル製品を募集し、審査を行ったうえで認定します。

なお、県土整備局所管の建設リサイクル資材認定制度（主に公共工事で使用する建設資材を認定）による認定製品との重複を避けるため、県土整備局公共工事グリーン調達基準に定める特定調達品目及び認定対象品目については、原則として、本制度で認定するリサイクル製品から除きます。

ただし、当該特定調達品目については、要件等が満たされていれば、認定することができる場合がありますので、ご相談ください。

5 認定の手続き



↓

認 定

知事が認定の可否を決定します。

認定した場合には、申請者に対して認定製品に係る「認定証」

↓

を交付します。

↓

認定製品には「認定マーク」を表示できます。

↓

認定の有効期間は、3年間です。

↓

※ 認定製品が認定要件に適合しなくなったときは、認定を取

↓

り消すことがあります。

公 表

県のウェブサイト等で認定製品に関する情報を公表します。

6 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければなりません。
- (2) 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければなりません。
- (3) 認定事業者は、毎年4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をかながわりサイクル製品販売実績報告書（第7号様式）により報告しなければなりません。

7 申請手続き

(1) 申請受付期間（年1回）

令和7（2025）年7月1日（火）から7月31日（木）まで

(2) 申請方法

郵送又は電子メール（7月31日（木）必着）

(3) 申請・相談窓口

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 資源循環推進課（神奈川県庁新庁舎4階）

電 話 045-210-1111（内線4149）

ファクシミリ 045-210-8847

メール shigen-recycle@pref.kanagawa.lg.jp

※ 申請受付期間前でも相談はできます。

※ 来課により相談される場合は、事前に来課される日時を電話でご相談ください（相談受付時間 平日8:30～17:15）。

(4) 申請書類

① かながわりサイクル製品認定申請書

- ・ 申請書類の必要部数は1部ですが、申請書類の控えが必要な場合は、返送用を含む正副2部及び返送用封筒を郵送してください（7月31日收受分まで受け付けますが、書類に不備がある場合には受け付けできませんのでご注意ください）。
- ・ 申請書類の控えは、收受印を押して返送します。
- ・ 返送用の封筒には、必要分の切手を添付してください（切手が足りないことがないようご注意ください）。
- ・ 申請書その他の各種様式は、以下の神奈川県ウェブサイトからダウンロードできます。

また、申請書の記載要領についても、以下のウェブサイトをご参照ください。

ウェブサイト <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7323/>

② 添付書類

申請書には、申請書様式の備考3に記載された「添付書類」を1部ずつ添付してください。

③ 申請に要する費用

申請書類の控えの返送に必要な切手代、申請のために実施する品質試験等に要する費用は、申請者の負担となります。

(5) 審査

- ① 郵送又はメールで送付された申請書と添付書類に記載漏れ等がないことを確認し、收受します。
- ② 審査の過程で、必要な書類の追加提出や試験検査の実施をお願いすることがあります。
- ③ リサイクル製品を製造・加工する事業場へ現地確認を行う場合は、別途ご連絡します。
- ④ リサイクル製品に関する外部有識者による検討会を開き、認定要件への適合性を審査します。
- ⑤ 検討会の意見を踏まえ、知事が認定の可否を決定し、文書等により通知します。

(6) 認定証交付及び認定期間

- ① かながわりサイクル製品認定制度により認定を受けた製品であることを証する認定番号を付した認定証（第3号様式）を交付します。
- ② 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年を経過した年度の末日までです（本年度の認定の有効期間は、令和11（2029）年3月末まで）。
有効期間経過後も引き続き認定を受けようとする場合は、更新の申請が

必要です。

(7) 認定マーク

本県のリサイクル製品として認定された場合、次の認定マークを製品に表示し、併せて「かながわりサイクル認定製品」の文字、認定を受けた番号を記載することができます。



(8) 申請の取り下げ

申請製品に係る認定証の交付を受ける前に、申請を取り下げる場合は、申請取下書（第2号様式）を提出してください。

(参考) 認定後の手続き等について

(9) 変更申請及び変更届出

認定後に、認定製品に係る次の事項に変更が生じた場合は、速やかに変更申請又は変更届出を行ってください。

① 変更申請

認定製品の仕様の変更（安全性及び品質について再審査を要するもの）、製造事業場の移転又は追加、原材料の追加

② 変更届出

認定事業者の名称・住所、製品名、認定製品の仕様（安全性及び品質について再審査を要しない軽微なもの）、製造事業場の名称の変更、一部の原材料の利用取り止め、利用割合（認定基準に適合する範囲内）の変更

(10) 認定の辞退

認定後に、認定製品に係る次の事項に該当した場合は、遅滞なく認定の辞退の届出をしてください。

① 認定製品が認定要件のいずれかに適合しなくなったとき。

② 認定事業者が認定の条件を履行できなくなったとき。

③ 認定製品の製造を廃止するとき、又は認定継続の意思を失ったとき。

(11) 認定の取消

認定事業者が次に示す事項に該当するとき、認定の取消しを行うことがあります。

- ① 不正な手段により認定を受けたとき。
- ② 正当な理由がなく認定の条件を履行しなかったとき。
- ③ 変更申請、変更届出及び認定の辞退の届出の規定に違反したとき。
- ④ 知事が求めた報告をしなかったとき。
- ⑤ その他知事が特に必要と認めるとき。

※ 各申請様式については、県資源循環推進課ウェブサイトでご確認ください。

ウェブサイト <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7323/>



8 認定基準の詳細（別表第1（要綱第6条関係））

区 分		認 定 基 準
1	販売実績	申請時において、既に販売され、又は申請から6か月以内に販売されることが確実であること。
2	循環資源の県内発生割合・製造場所	県内で発生した循環資源を利用しており、原則として循環資源に占める県内発生分の割合が50%以上のもの又は県内で製造されたものであること。
3	製造過程等	原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第4条の6で定める生活環境の保全を目的とする法令）等が遵守されていること。
4	安全性	物の性状が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物に相当する物を原料として使用していないこと。
	(1) 特別管理廃棄物	
	(2) 有害物質	ア 法令、エコマーク認定基準、日本産業規格、業界自主基準で有害物質に係る基準が定められている製品はこれらに適合していること。 イ 上記以外の場合及び特に知事が必要と認める場合にあつては、次に示す基準のうち、知事が必要と認める項目について、適合していること。 (ア) 環境基本法（平成5年法律第91条）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準 (イ) 環境基本法第16条第1項の規定による水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準 (ウ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に掲げる含有量に関する基準 (エ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準 （媒体として「土壌」を適用する場合の基準値は250 pg-TEQ/g未満とする。）
5	品質	原則として、次に掲げる規格等のいずれかを満たしていること。 (ア) 日本産業規格

	(イ) 日本農林規格 (ウ) エコマーク認定基準 (エ) その他公的機関等が定める基準
6 循環資源の利用割合	ア 神奈川県グリーン購入基本方針に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 イ 同方針に判断基準が示されていない場合は、原則として公的機関等が定める他の基準によるものとする。

備考 品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、公的機関等が定める類似の製品の基準を参考にすることとする。

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

電話 045-210-1111（内線 4149）ファクシミリ 045-210-8847

ウェブサイト <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7323/>

